

すまいる宣言 認証制度に登録して、 事業所をPRしませんか？

詳しくは
こちら!

働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組み、一定の基準を満たした福祉・介護事業所の宣言内容について、岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会が確認し、宣言事業所として登録する制度です。

すまいる宣言スタート応援相談事業とは…

本事業のすまいる宣言アドバイザー(社会保険労務士)が相談に応じます。

- ▷『申請したいが、どこから手を付けて良いのか全くわからない?』
- ▷宣言基準の●●に取り組むたいが、始めるためのポイントは?
- ▷認証制度の内容、申請手続きの方法等詳しく教えてほしい など

★申請をお考えの場合は、申請前に本事業をご利用ください。

★更新申請の法人の方もご利用いただけます。

【R7_すまいる宣言スタート応援相談日程】

【日時】 毎月1回 第3水曜日 13~16時

4/16・5/21 ・6/18 ・7/16 ・8/20
9/17・10/15・11/19 ・12/17
令和8年 1/21 ・2/18 ・3/18



【方法】 電話・来所・オンラインいずれでも可。相談日の5日前までに電話でお申込みください。予約状況により、当日のご相談も受付します。

【相談場所等】 来所:岡山県福祉人材センター(岡山市北区南方2丁目13-1)
電話(086)226-3507/ オンライン(zoom利用)

2024年9月現在、39法人540事業所が認証され、職員が笑顔で働きやすい職場環境づくりなど特色ある取り組みを公表しています。学生、求職者に対して、法人の職場の環境や育成制度のアピールにすまいる宣言認証制度を活用してください。制度の概要や登録申請の手続きにつきましては、下記ホームページにてご確認ください。
「すまいる宣言」ホームページ(<https://smile.okayama-fukushikaigo.jp/>)

【お問合せ先】岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会事務局

岡山県福祉人材センター(社会福祉法人岡山県社会福祉協議会)

岡山市北区南方2-13-1きらめきプラザ1階

TEL 086-226-3507 ✉jinzaicenter@fukushiokayama.or.jp



主な基準項目

区 分	基 準	区 分	基 準
基本項目	①法人理念・運営方針	給与体系・ 職場環境	⑨給与体系又は給料表の導入
新規採用の 育成体制	②新規採用職員の育成		⑩職場環境・多様な働き方の改善
	③離職率		⑪休暇制度・労働時間縮減の取組
キャリアパス と人材育成	④キャリアパス制度の導入		⑫職員の福利厚生制度
	⑤人材育成計画の策定	⑬育児・介護を両立できる取組	
	⑥資質向上研修の実施	⑭健康管理に関する取組	
	⑦資格取得に対する支援	⑮地域交流事業の取組	
	⑧人材育成を目的とした 面談・評価制度の実施	⑯地域貢献・地域公益活動の取組	
		他 認 証	⑰他制度での認証・認定状況
		法 令 遵 守	⑱関係法令の遵守



宣言制度の流れ



お問合せ

岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会

[事務局] 社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 (福祉人材センター)

TEL. 086-226-3507

電話受付 8:30~17:15
時 間 [土・日・祝日と年末年始を除く]

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ内 FAX:086-801-9190

<https://www.okayama-fukushikaigo.jp/>

すまいる宣言 岡山

検索